

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

第384号

令和5年2月21日火曜日 第384号

◇ 目 次 ◇
告 示

地籍調査の成果の認証		(農政課)		98
くろまぐろ(小型魚)に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更		-	-		
くろまぐろ(大型魚)に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更					
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定		(砂防課)		98
公共測量の実施の通知(2件)		(道路	維持課)		99
建設業者の許可の取消し					
道路の区域変更(県道小田河辺大洲線)					
道路の供用開始(
医師の指定	((福祉総合支援セ	ンター)	٠	100
指定医師の所在地の変更					
指定医師の辞退の届出	((")	٠	100
公安委員会規則					
警備業法施行細則の一部を改正する規則		(警察本部生活	環境課)		100

○愛媛県告示第173号

次の地籍調査の結果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

告

実施者	地域	調査期間	成果の名称
松山市	西垣生地区 (北部)	令和2年度から 令和4年度まで	松山市(西垣生地 区(北部))の地 籍図及び地籍簿

2 認証年月日

令和5年2月21日

○愛媛県告示第174号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項の規定に基づき、 くろまぐろ(小型魚)に関する令和4管理年度における知事管理漁 獲可能量(令和5年1月愛媛県告示第58号)を次のとおり変更した。 令和5年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量 🗁		
서 学 티보뜨기	加 丁 昌连点接可能里	変更前	変更後
愛媛県くろまぐろ(小型魚) 漁業	4月から6月まで	0 9トン	0.9トン
	7月から9月まで	4 5トン	4 5トン
	10月から12月まで	1 3トン	1 3トン

1月から3月まで	8 8トン	10 5トン
総計	15 5トン	17 2トン

○愛媛県告示第175号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項の規定に基づき、 くろまぐろ(大型魚)に関する令和4管理年度における知事管理漁 獲可能量(令和4年12月愛媛県告示第1364号)を次のとおり変更した。

令和5年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

加事祭理区八	知事管理漁獲可能量				
知事管理区分	変更前	変更後			
愛媛県くろまぐろ(大型魚)漁業	2 のトン	1.0トン			

○愛媛県告示第176号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和5年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

土石	少災害警	戒区域		土砂災	災害特別警戒	
名 称	指定の 区域	土砂災害 の発生な現 自然現 の種類	名 称	指定の 区域	土砂 砂 発 と な 現 気 の 種 類	建築物に作用 すると想定さ れる衝撃に関 する事項
惣瀬(b) 421 - - 37 (1)	大長下(図おが浜須次のり)	急傾斜地 の崩壊	惣瀬(b) 421 - - 37 (1)	大長下(図おが浜須次のり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
惣瀬 ^(c) 421 - - 38 (1)	大長下(図おが浜須次のじ)	急傾斜地 の崩壊	惣瀬(c) 421 - - 38 (1)	長浜町	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
天神 425 - - 27 31 ⁽¹⁾	大河北(図おが、一次のと)	急傾斜地 の崩壊	天神 425 - - 27 31 ⁽¹⁾	大河北(図おが、一大河北(図おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、 大洲土木事務所及び大洲市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第177号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第

14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 2 月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(用地測量)
 2 作業期間 令和5年1月24日から

6月30日まで

3 作業地域 愛媛県今治市朝倉下

○愛媛県告示第178号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(基準点測量)

2 作業期間 令和5年2月16日から

3月31日まで

3 作業地域 愛媛県西予市宇和町下松葉・上松葉地区

○愛媛県告示第179号

建設業法 (昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 令和5年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

	許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(〔般 - 2)第10043号	令和3年 1月13日	㈱池原工業	池原 明美	松山市平井町3588	令和5年 1月13日	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業、水道施設工事業	建設業の廃止
(. 般 - 3)第12689号	令和3年 11月15日	(株)INOUE.KG	井上 静生	松山市土居田町26 - 7	令和 5 年 1 月30日	解体工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第180号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種	類	路線名	区間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県	道	小田河辺大洲線	大洲市森山乙437番 7 から	旧	メートル 5.10~ 9.91 及び 5.00~15.01	キロメートル 0 .167 及び 0 .165	
			同市森山甲711番1まで	新	5 .00 ~ 7 .50	0 .165	

○愛媛県告示第181号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の)種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県	道	小田	河辺大	洲線	大洲市森山乙4							令和5年2月21日

○愛媛県告示第182号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。 令和5年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

	診断す	る身体	害鄣	の種類	Į	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医	師	氏	名	同左所在地	指定年月日
肢	体	7	Ξ.	自	由	神経内科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	武	井	聡	子	東温市志津川	令和 5年2月1日
心	臓	機	能	障	害	循環器内科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	Ξ	好		徹	東温市志津川	令和 5年2月1日

○愛媛県告示第183号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。 令和5年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

							旧		戶	Ť	在	地			新	i	所	在	地		変 更
2	師	師氏名		名		病院又	スは診	療所の	の名称	R	同:	左 所 右	E 地	病	院又は記	疹療所σ	名称	同	左 所 7	在 地	年月日
柳	垣	į ā	孝	広	住	友	別	子	病	院	新居浜市3	E子町 3 都	番1号	宮	原	医	院	新居浜市	5八幡二丁	目 6 番30号	令和5年 1月1日
大	藤	1	佳	子	ゆじク	りかご	ファ	ミリー	クリ	ニッ	新居浜市喜 19号	喜光地町-	一丁目4番	ゆりた	かごファ	ミリー	クリニッ	新居浜市	東田一丁	目1239番地	令和5年 1月12日

○愛媛県告示第184号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。 令和5年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医	師	氏	名	同左所在地	届出年月日
聴覚障害、平衡機能障害、音声、 言語、そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	高	木	太	郎	東温市志津川	令和 5年1月6日

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第1号

警備業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年2月21日

愛媛県公安委員会委員長 五 葉 明 徳

警備業法施行細則の一部を改正する規則

警備業法施行細則(平成15年愛媛県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前	
(認定証の返納等の手続)	(認定証返納届出書の様式)	
第5条 施行規則第25条に規定する認定証の返納又は届出書の提出は、認	第5条 法第12条第3項に規定する届出書の様式 は、記述	ì
定証返納届出書(様式第4号) <u>により行うもの</u> とする。	定証返納届出書(様式第4号) <u>のとおり</u> とする。	

令和5年2月21日 様式第4号(第5条関係) 省略 省略 省略 警備業法第12条
第3項の規定により
面規定により
届出書を提出 す。 省略 認定証を交付した公安 公安委員会 委員会の名称 認定証の番号 第 1 警備業を廃止した。 2 認定が取り消された。 3 認定証の有効期限が満了した。 認定証を返納す 4 亡失した認定証を発見し、又は回 ることとなった 復した。 事由 5 認定証の交付を受けた者が死亡し た。 6 認定証の交付を受けた法人が合併

注1 省略

- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 認定証を返納することとなった事由欄は、該当する番号をで囲むこと。

により消滅した。

4 省略

樣式第4号(第5条関係)

省略

省略

警備業法第12条第3項の規定により届出をします。

省略

省略				
認定証を交付した	認定証を交付した公安		認定証	
委員会の名称	<u>委員会の名称</u>		の番号	
省略				
47 C 44 A				
認定証を返納す				
ることとなった				
事由				

注1 省略

2 省略

附 則

この規則は、令和5年3月1日から施行する。

令和 5 年 2 月21日 発行 101